

平成24年度中野区介護サービス事業所集団指導

「指定通所介護・介護予防通所介護事業所」テキスト本文の読み替えについて

平成25年4月より、(介護予防)指定通所介護事業の指定基準が国の省令から東京都の定める条例に移行されました。

テキスト内に記載している基準、条項については、下記の通り読み替えてください。

《条文の変更》テキストを下記の通り読み替えてください。

テキスト 4ページ

① 通所介護の基本方針 (基準条例 第98条)

第98条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

② 介護予防通所介護の基本方針 (介護予防基準条例 第96条)

第96条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

《参考となる条項の変更》テキストを下記の通り読み替えてください。

頁	変更前	変更後
5	2 基準の概要と注意点	
	(2) 人員に関する基準	
	運営基準 第93条、第94条	基準条例 第99条、第100条 規則 第17条
	雇用関係の書類について	
	運営基準 第52条	基準条例 第51条（第112条規定により準用）
6	(3) 設備に関する基準	
	運営基準 第95条	基準条例 第101条 規則 第18条
7	(4) 運営に関する基準	
	運営基準 第96条—第105条	基準条例 第102条—第112条
	① 内容及び手続の説明及び同意	
	運営基準 第8条（第105条規定により準用）	基準条例 第12条（第112条規定により準用）
	② 提供拒否の禁止	
	運営基準 第9条（第105条規定により準用）	基準条例 第13条（第112条規定により準用）
	③ 受給資格等の確認	
	運営基準 第11条（第105条規定により準用）	基準条例 第15条（第112条規定により準用）
8	④ 要介護認定の申請に係る援助	
	運営基準 第12条（第105条規定により準用）	基準条例 第16条（第112条規定により準用）
	⑤ 利用料等の受領	
	運営基準 第96条	基準条例 第104条
	⑥ 指定通所介護の基本取扱方針	
	運営基準 第97条	基準条例 第105条
	⑦ 指定通所介護の具体的取扱方針	
	運営基準 第98条	基準条例 第106条
	⑧ 緊急時等の対応	
	運営基準 第27条（第105条規定により準用）	基準条例 第31条（第112条規定により準用）
9	⑨ 管理者の責務	
	運営基準 第52条（第105条規定により準用）	基準条例 第51条（第112条規定により準用）
	⑩ 運営規程	
	運営基準 第100条	基準条例 第102条
	㉑ 勤務体制の確保等	
	運営基準 第101条	基準条例 第103条
10	㉒ 定員の遵守	

	運営基準 第102条	基準条例 第108条
	㉓ 非常災害対策	
	運営基準 第103条	基準条例 第110条
	㉔ 衛生管理等	
	運営基準 第104条	基準条例 第109条
	㉕ 掲示	
	運営基準 第32条（第105条規定により準用）	基準条例 第33条（第112条規定により準用）
11	㉖ 秘密保持等	
	運営基準 第33条（第105条規定により準用）	基準条例 第34条（第112条規定により準用）
	㉗ 苦情処理	
	運営基準 第36条（第105条規定により準用）	基準条例 第37条（第112条規定により準用）
	㉘ 地域との連携	
	運営基準 第36条の2	基準条例 第38条（第112条規定により準用）
	㉙ 事故発生時の対応について	
	運営基準 第37条（第105条規定により準用）	基準条例 第39条（第112条規定により準用）
12	㉚ 会計の区分	
	運営基準 第38条（第105条規定により準用）	基準条例 第40条（第112条規定により準用）
	㉛ 記録の整備	
	運営基準 第104条の2	基準条例 第111条
13	3 サービス提供の流れと留意点	
	① サービス担当者会議への出席	
	運営基準 第13条（第105条規定により準用）	基準条例 第17条（第112条規定により準用）
14	② 居宅サービス計画書の受領	
	運営基準 第16条（第105条規定により準用）	基準条例 第20条（第112条規定により準用）
	③ サービス担当者によるアセスメント（課題分析）の実施	
	運営基準 第16条（第105条規定により準用）	基準条例 第17条（第112条規定により準用）、 第107条
	④ 通所介護計画の作成	
	運営基準 第99条	基準条例 第107条
15	⑤ 通所介護計画の説明・同意・交付	
	運営基準 第99条第3、4項	基準条例 第107条第2、3項
	⑥ サービスの提供と記録	
	運営基準 第19条（第105条規定により準用）	基準条例 第23条（第112条規定により準用）
	⑦ モニタリング（実施状況の把握と目標の評価）	

	運営基準 第99条第5項	基準条例 第107条第4項
16	介護予防通所介護の具体的取扱い方針	
	介護予防基準 第109条第9、10号	介護予防基準条例 第109条第7、8号
	⑤ 計画の見直しの必要性の発生	
	運営基準 第17条（第105条規定により準用）	基準条例 第21条（第112条規定により準用）